

埼玉県公民館安全互助会会員募集要項

保険業法の再改正を受けて・ごあいさつ

会員の皆様並びに公民館利用者の皆様方におかれましては、ご健勝にて新春を迎えられましたこととお慶び申し上げます。併せて日頃は、本会の運営にご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、ご案内のとおり平成22年11月に保険業法が再改正されました。この度の法改正は、社会教育や地域活動を行う団体を救済する目的で行われたと言えます。互助会執行部としては、これを機に安全互助会の原点に立ち返って平成23年度を新しい展開に向けての検討期間に位置づけ見直しを行って参ります。平成17年の保険業法改定前の「魅力ある互助会の復活」に向けて取り組む所存です。互助会をあるべき姿に戻すには一定の会員確保が必須条件となります。このため検討期間の平成23年度は、パンフレットに記載の事業規程及び細則に基づき会員を募集させていただきます。

つきましては、下記の趣旨並びにグループ・サークルの皆様方の安全・安心の確立のため、本互助会へのご加入をいただきますようここにご案内申し上げる次第です。

安全互助会理事長 坂本 好司

安全互助会の趣旨とこれからの展望

本安全互助会は、社会教育法（第10条から12条）に基づき公民館活動を支援する社会教育関係団体として26年間活動して参りました。このように長期間継続できたのは、主に次の7つのメリットがあったからと言えます。（1）公民館利用者の事故防止の取り組み。（2）安い会費による運営。（3）遵法主義の原則。（4）全ての公民館活動を給付対象とした運営。（5）学び合いと支え合いの理念の普及と7千件余りの給付実績。（6）会員の事故に対しグループ・サークルに代わり見舞金を給付。（7）再審査請求が可能。などなどです。

平成17年に保険業法が改定されたことにより、本安全互助会は社会教育法と保険業法の両方の法的根拠に基づき運営を続けて参りました。保険業法の適用により、互助会は大幅な運営制限を受けて取り組むと共に多くの困難に直面し、それを克服して今日を迎えています。その詳細につきましては、同封の「埼玉連だより第89号」においてまとめさせていただきましたのでご覧の上、ご理解をいただければ幸いです。

この度の法改正により、法律に基づき本互助会が過去に行ってきた魅力ある運営が可能になります。それは、これからの時代において、このような互助会制度が必要とされているからに他なりません。また、「自立と共生」型の民間活力中心の心豊かな社会を構築するためには、公民館活動の振興と多くの公民館利用者によるネットワーク結成（互助会パワーの集結）が必要です。この様な趣旨から役員並びに評議員一同、公民館利用者の皆様方の本互助会への参加（加入）を切望いたしております。

見舞金(給付)内容・年度会費

見舞金の内容	通院	1日目から50日目まで	1日あたり基準額2,000円
	入院	1日目から25日目まで	1日あたり基準額4,000円
	死亡	行き帰りを含む公民館活動中	100,000円以内
	最高額	一事案一人	100,000円以内

会費	学習・文化・ボランティア活動	1名につき 年度額500円
	スポーツ・レクリエーション活動	1名につき 年度額700円



一般財団法人（非営利団体）

埼玉県公民館安全互助会
後援 **埼玉県公民館連合会**

（事務局）

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-14-1 埼玉県自治会館内

☎ 048(822)9162・(824)6801 ☎ 048(824)6800